

困ったときにご近所で助け合い

「避難行動要支援者登録制度」

1. 避難行動要支援者登録制度とは

災害が発生した際に、自力で避難することが困難な方を支援するため、事前に本人の意思に基づき登録し、登録された方へ地域の支援者の皆さんの協力を得て、日ごろからの支援をはじめ、災害時の安否確認や避難誘導などの支援を行います。登録された情報は、市が管理し、本人の同意のもとに自治会など協力していただける地域の団体に提供します。

2. 誰が支援してくれるの？

登録された情報は、市が、あなたが住んでいる地域の自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会など協力していただける団体に提供し、地域の方の協力を得て支援します。

3. どんな支援なの？

自治会や民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会による見守りや声かけなど日頃からの支援をはじめ、災害が起きたときは、安否確認や自宅からの避難誘導などの支援をします。

4. 登録できる人は？（避難行動要支援者登録制度の対象者）

- 65歳以上の一人暮らし高齢者
- 昼間独居の65歳以上の高齢者、障がい者
- 重度障がい者で日常生活上支援を要する者
 - （身体障害者手帳（1級、2級）
 - 療育手帳（A1、A2）
 - 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）
- 要介護3、4、5の認定を受け、日常生活上支援を要する者
- その他支援を必要とする者

5. 登録手続き

支援を希望される方の申請をもとに、避難行動要支援者登録台帳を作成します。

申請書の提出先	市役所福祉総務課、地区民生委員児童委員協議会、自治会、地区社会福祉協議会
台帳への記載内容	住所、氏名、生年月日、本人との連絡方法（電話番号、携帯番号、FAX）、緊急連絡先、特記事項

避難行動要支援者の皆さんを支援するのは、地域の方々です。

地域とのコミュニケーションを図るためにも是非、地域の自治会に加入しましょう。

6. 登録後のお願い

次の場合には、下記担当（福祉総務課）まで必ずご連絡ください。

- (1) 登録情報（住所、電話番号等）に変更が生じた場合
- (2) 登録の必要がなくなった場合
- (3) 社会福祉施設への入所や、病院への入院等により、長期にわたり不在にする場合

7. 注意していただきたいこと

（登録者のみなさまへ）

- 登録された個人情報については、平常時から支援者に提供し、見守り活動及び避難支援の目的においてのみ使用します。
- 登録により確実に支援を保証される（受けられる）ものではありません。災害の状況により、災害時に支援者が被災し、支援できなくなる場合があります。また、支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。
- 災害時の被害をできるだけ抑えるには、日頃からの備えが何より大切です。災害に備えて、避難行動要支援者自身も、常に自分の身は自分で守る（自助）という意識をもって、普段から周囲の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。
- お住まいが土砂災害警戒区域かどうかは、「綾瀬市防災ハザードマップ」をご確認ください。

（支援者のみなさまへ）

- この制度は、あくまでも普段からの地域の助け合い（共助）により、少しでも災害時の被害を減らそうというものです。支援者は、自分と家族の安全を確保したうえで、避難行動要支援者の支援に当たってください。
- 市から支援者に提供された情報は、日頃からの声かけや見守り等の日常的な支援のほか、災害時の避難支援を行うための情報ですので、その目的の範囲内でのご活用をお願いいたします。また、支援者と避難行動要支援者の信頼関係を守るためにも、活動中に知った秘密も含め、その取扱いには十分に注意してください。

《主な事前対策》

- 1 家具などの転倒・落下防止
- 2 廊下や出入口、通路などの整理、整頓
- 3 非常持出品の用意やそれらの定期的な点検
- 4 水、食料などの備蓄や入れ替えほか

☆災害はいつ起こるかわかりません。日頃からの備えが大切です。



お問い合わせは、綾瀬市役所 福祉部 福祉総務課 福祉・生活支援担当

電話 0467-70-5613（直通）

E-mail wm.705613@city.ayase.kanagawa.jp